

平成 27 年 5 月 27 日

会 社 名 e B A S E 株 式 有 限 公 司  
(コード番号：3835)  
本 社 所 在 地 大 阪 府 大 阪 市 北 区 豊 崎 五 丁 目 4 番 9 号  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 常 包 浩 司  
問 合 せ 先 取 締 役 窪 田 勝 康  
執 行 役 員 C F O  
電 話 番 号 (06) 6486-3955 (代表)  
U R L <http://www.ebase.co.jp/>

## ストックオプションとしての新株予約権発行についてのお知らせ

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社グループ従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり平成27年6月22日開催予定の第14回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権の発行を必要とする理由  
当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めること等を目的に当社従業員および当社子会社従業員に対し新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式26,000株を上限とする。

第13回新株予約権の上限を15,000株、第14回新株予約権の上限を11,000株とし、それぞれ発行するものとする。ただし、割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。

- (2) 新株予約権の総数

26,000個を上限とする。

第13回新株予約権の上限を15,000個、第14回新株予約権の上限を11,000個とし、それぞれ発行するものとする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、上記（1）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

- (3) 募集新株予約権の払込金額

無償とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の前日の終値（当日に終値がない場合はその日に先立つ直近日の終値）を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、

「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。  
さらに、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (5) 新株予約権の権利行使期間
  - ① 第13回新株予約権：平成29年6月23日から平成37年6月22日まで
  - ② 第14回新株予約権：平成35年6月23日から平成37年6月22日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査等委員である取締役、または監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査等委員である取締役または監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
  - ② 新株予約権の相続は認めない。
  - ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
  - ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得事由および条件
  - ① 当社は、新株予約権者が上記（6）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときには、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (10) 新株予約権のその他の事項  
上記のほか新株予約権の募集事項、細目事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上